消費者トラブル注意情報～令和8年 10 月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス※1をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！
困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。

（令和 8 年 10 月 14 日調査分）

商品・サービス	相談内容の例※2	助言
他の健康食品 （定期購入に関するトラブルなど）	スマホに表示された広告を見てサプリメントを注文し、商品が届いた。広告には「定期縛りなし。いつでも解約できる」と記載があったので解約の電話をすると、1 回で解約する際は解約違約金の支払いが必要と言われた。	「定期縛りなし」や「回数縛りなし」といった表記は、“1回限り”ではなく、「解約するまで継続する定期購入契約」を意味している可能性があります。申込時の「最終確認画面」に、定期購入である旨や支払金額、契約期間、解約違約金等の表示がなかったり、不実の表示や誤認を招く表示があったときは、契約の取消しの申し出ができる場合がありますので、申込画面や最終確認画面等をスクリーンショット等で保存するようにしましょう。 （参考）広島県消費生活センターホームページ
電気 （契約切り替えに関するトラブルなど）	ショッピングストア内の臨時店舗で電気契約の切り替えの勧誘を受けた。電気料金が今より安くなると言われたので変更したが、安くならない。	契約前には、料金プランや料金の算定方法についてしっかり説明を受け、契約期間や違約金なども確認したうえで契約しましょう。また、実際にどのくらい電気を利用しているのかを検針票などの料金明細で必ず確認してください。契約後でも、クーリング・オフなどの制度が利用できる場合がありますので、困った時は最寄りの消費生活センターに相談しましょう。 （参考）国民生活センターホームページ
アダルト情報 （ワンクリック詐欺に関するトラブルなど）	アダルトサイトを見ていたら、突然「登録しました」という画面になり、高額な料金と連絡先の電話番号が書かれていた。	登録完了画面の表示で契約成立と誤認させ、サイト利用料などを請求する「ワンクリック請求」詐欺の可能性があります。 インターネット契約では、消費者が申込内容を確認できない場合、「電子消費者契約法」により契約取消しを主張できます。 請求画面にさまざまな情報が記載されていても、個人情報が相手に伝わったわけではありません。 慌てて連絡すると個人情報を伝える恐れがあるため、事業者へ連絡せず、請求も無視してください。困った時は最寄りの消費生活センターに相談しましょう。 （参考）広島県消費生活センターホームページ

※1 「最近、相談が増加している商品・サービス」について
商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1),(2)を比較して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。
(1)最近の期間（調査日の約 2 週間前を最終日とした過去 30 日間）における割合
(2)過去の期間（(1)以前の 180 日間）における割合
※2 相談内容は、相談者の申し出に基づく情報であり、事実関係を確認しているものではありません。

■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト「よくある相談事例」 ⇒

○消費生活課公式 X⇒

○電子メール相談：県サイト 電子メール受付 ⇒



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー＆ネイリー
～Stop the 泣き寝入り～

○電話相談：消費者ホットライン（局番なしの電話番号 188(イヤヤ)） 最寄りの相談窓口につながります。
広島県消費生活センターは、082-223-6111（受付時間／月～金曜日 9:00～17:00）

■参加者募集中！消費者トラブルを学ぶ講演会（お申し込み期限は11月4日（水）まで）

○日 時：令和8年11月11日（水）13時30分～16時00分

○テーマ：ＡＩ時代に身につけたい消費者トラブル防止策（弁護士 染谷 隆明氏）

○場 所：エソール広島 研修室 ※オンラインも可

参加無料☞「消費者のつどい2026」開催のお知らせ｜広島県

【発行】広島県環境県民局消費生活課